

規制の事前評価書  
(要旨)

令和 5 年 1 月  
国家公安委員会・警察庁

## 規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称：道路交通法施行令の一部を改正する政令

規制の名称：信号の意味等に係る規定の改正

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：警察庁交通局交通企画課

評価実施時期：令和4年11月

### 1 規制の目的、内容及び必要性

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）において、原動機付自転車のうち、車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として一定の基準に該当するものが「特定小型原動機付自転車」と定義されるとともに（法第17条第3項）、特定小型原動機付自転車のうち、車体の構造が歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして一定の基準に該当するもので、他の車両を牽引していないものが「特例特定小型原動機付自転車」と定義され（法第17条の2第1項）、これらの交通方法等に関する規定が整備された。

本規制は、法の委任を受けて信号機の表示する信号の意味等を規定する道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条を改正し、特定小型原動機付自転車及び特例特定小型原動機付自転車に対して表示する信号の意味を定めるものである。

仮に、本規制を行わなければ、特定小型原動機付自転車及び特例特定小型原動機付自転車が従わなければならない信号機による交通の規制の内容が明らかとならず、他の車両又は歩行者との接触事故が発生するなど、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがある。

### 2 直接的な費用の把握

本改正に伴う遵守費用及び行政費用の発生は想定されない。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

本改正により、特定小型原動機付自転車及び特例特定小型原動機付自転車が道路を通行する場合において、道路交通の安全と円滑を確保することが可能となる。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

本改正により、特定小型原動機付自転車及び特例特定小型原動機付自転車の交通ルール等に係る規定が整備され、これらの移動手段としての利用が進むことにより、国民生活の利便性が向上することが想定される。

## 5 費用と効果（便益）の関係

本改正に伴う遵守費用及び行政費用の発生は想定されない。  
また、本改正による便益を金銭価値化することは困難であるが、特定小型原動機付自転車及び特例特定小型原動機付自転車が道路を通行する場合において、道路交通の安全と円滑を確保することが可能となることから、本改正は妥当である。

## 6 代替案との比較

想定される代替案はない。

## 7 その他の関連事項

警察庁において開催した「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」（座長：久保田尚埼玉大学大学院理工学研究科教授）において、本規制の必要性等を議論した。

## 8 事後評価の実施時期等

施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施することとし、事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

- ・ 特定小型原動機付自転車に係る交通事故の発生件数